

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例制定について

会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例を別紙のように制定する。

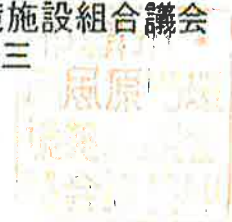
令和元年10月25日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 城間 幹子

(提案理由)

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」の施行に伴い、会計年度任用職員等に関する規定を整備する必要があることから、関係する条例のうち2つを一括して改正するため、この案を提出する。

令和元年10月25日 原案可決
那覇市・南風原町環境施設組合議会
議長 喜舎場 盛三



会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備等に関する条例

(那覇市・南風原町環境施設組合報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市・南風原町環境施設組合報酬及び費用弁償等に関する条例(平成12年那覇市・南風原町環境施設組合条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第4項の規定に基づき、那覇市・南風原町環境施設組合(以下「組合」という。)の管理者、副管理者及び監査委員並びにその他の非常勤職員(以下「管理者等」という。)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第5項の規定に基づき、那覇市・南風原町環境施設組合(以下「組合」という。)の管理者、副管理者及び監査委員並びにその他の非常勤職員(以下「管理者等」という。)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市・南風原町環境施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成21年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9) [略]	(報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9) [略]
備考 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。